

第2章 川崎市農業の現状と課題

1. 川崎市農業の現状

(1) 川崎市農業の概要

(ア) 沿革と特色

川崎市は、多摩川の豊かな自然の恵みを楽しみ発展してきました。江戸時代には、東海道の宿場町として賑わい、多摩川の豊かな水利を生かした二ヶ領用水⁸を開削し、約 2,000ha の水田の開墾によって、大規模な稲作地帯が形成されました。

近代以降、多摩川の水利の便に加えて、東京・横浜に隣接する地の利から工場の進出が相次ぎ、それまでの農林漁業村から工業都市へと歩みはじめ、京浜工業地帯の中核として発展しました。高度経済成長期以降、東京圏に人口や事業所が集中・集積し、多摩丘陵地域は東京のベッドタウンとして急激な宅地開発が行われ、市街化区域⁹の全域において都市化が進展しました。

市内の営農環境は都市化の進展により悪化していますが、一方で人口増により身近に大消費地という環境を得ることができ、人口は今後も増加が見込まれています。かわさきの農業は、高い技術力や挑戦する意欲を持つ農業者が、そのような消費者が生産者の身近にいるという都市農業の強みを生かし、消費者のニーズに合わせた露地・施設野菜、果樹、植木・花きの生産に取り組んでいます。また、市内には、酪農、養豚、養鶏を営む畜産農家があり、都市的立地を生かした経営が行われています。

本市農業の特色は、消費者ニーズを敏感に捉える情報力とそれに対応した多様な営農形態です。その1つが、生産・販売が個別の農業者やグループで完結する直売で、例えば野菜の直売には、庭先や個人直売所、グループによる共同直売所での販売、また、観光農業¹⁰等を通じた販売があります。梨、メロン、ブドウ、シクラメンなどについては、贈答用の宅配や沿道での販売などが中心に行われています。さらに、JA セレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」での販売や、市場への出荷、スーパー・飲食店等の小売店へ独自に販路を開拓し販売する農業者もいます。



多摩川ナシのもぎ取り

⁸ 二ヶ領用水

江戸時代に水田を開墾するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区までを流れる、全長約 32km の人工水路。

⁹ 市街化区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。

¹⁰ 観光農業

農村と都市との交流を進める観光形態の一つで、身近な観光農業は、フルーツ狩りなどの収穫体験が代表例。

(イ) 地区別の概要

市南部地区（川崎区・幸区）

工業・商業が中心である市南部地区は、軟弱野菜¹¹などの露地野菜¹²の栽培が行われています。販売は直売が中心となっています。

市中部地区（中原区・高津区・宮前区）

中部地区の中でも、中原区では、コマツナやホウレンソウなどの軟弱野菜やエダマメなどの露地野菜、パンジー、ハボタン、シクラメン等の花き・鉢物が栽培されています。

高津区では、露地や施設の野菜を中心に、果樹、花き等が栽培されています。特に、市街化調整区域¹³内でまとまった農地が残る橘地区ではキャベツやブロッコリー、トマト等が多く栽培されています。養鶏や酪農・養豚といった畜産も他の区と比べて多く営まれています。

市内で農家数が最も多い宮前区では、ブロッコリーやダイコン、トマト等の露地・施設野菜、果樹では梨やブドウ、また、メロン栽培も行われています。他の区と比べて、花き・植木の栽培は特に盛んで、馬絹の花桃は有名です。

市北西部地区（多摩区・麻生区）

多摩区では、梨、ブドウ、ウメ等の果樹栽培が盛んに行われています。露地野菜では甘く柔らかな「のらぼう菜」が近年注目を集めています。

麻生区では、岡上、黒川東、黒川上、早野の4地区が農業振興地域¹⁴に指定されており、露地や施設野菜、果樹、水稲が栽培され、さつまいもの掘り取り等の観光農業も行われています。特に、果樹では、約800年前から柿生地区に栽培されている「ぜんじまるがき禅寺丸柿」が有名で、その保存や特産品として「柿生禅寺丸柿ワイン」等の加工に取り組んでいます。

(ウ) 部門別の概要

市内産農産物のうち最も生産が盛んな部門は、多品目にわたる野菜となっています。次いで梨・柿等を中心とした果樹、花桃等の花き・植木、また、畜産も営まれています。

<作付面積順位>

資料) 平成25年川崎市農業実態調査

<畜産物飼養農家及び飼養頭数>

野菜			果樹			花卉		
順位	農産物名	作付面積	順位	農産物名	作付面積	順位	農産物名	作付面積
1位	トマト	1,554	1位	なし	2,686	1位	はなもも	488
2位	ジャガイモ	1,541	2位	かき	2,076	2位	ケイトウ	345
3位	だいこん	1,352	3位	ミカン	1,317	3位	こぎく	213
4位	ブロッコリー	1,224	4位	うめ	868	4位	パンジー	203
5位	きゅうり	1,055	5位	クリ	718	5位	ハボタン	109

	乳用牛	豚	採卵鶏
戸数	2	1	6
頭(羽)数	36	510	14,180

資料) 農業振興センター調べ(平成27年2月1日現在)

11 軟弱野菜

ほうれん草や小松菜、春菊などのように、他の野菜に比べ、収穫してからの傷みが早い野菜の総称。

12 露地野菜

屋根などが無い野外において、自然の気象条件下のもとで栽培された野菜の総称。

13 市街化調整区域

都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。

14 農業振興地域

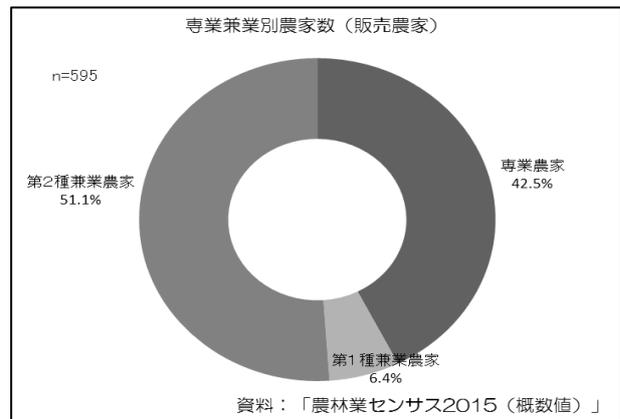
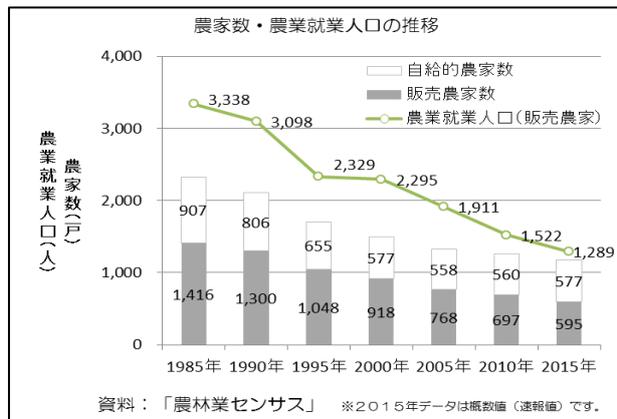
市町村の農業振興地域整備計画(p2 注釈参照)により、今後、相当期間(概ね10年以上)、農業振興を図るべき地域と指定された地域。

(2) 川崎市の農家

農家の現状

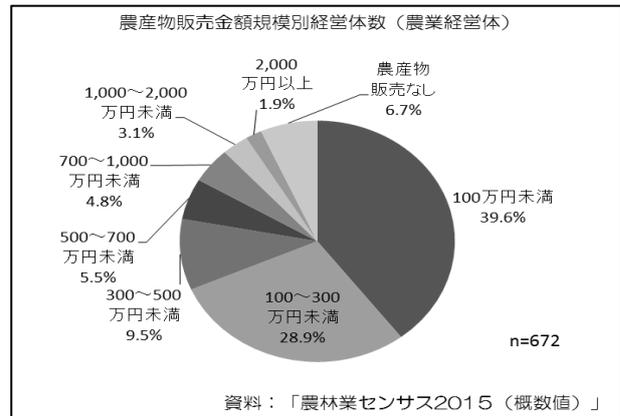
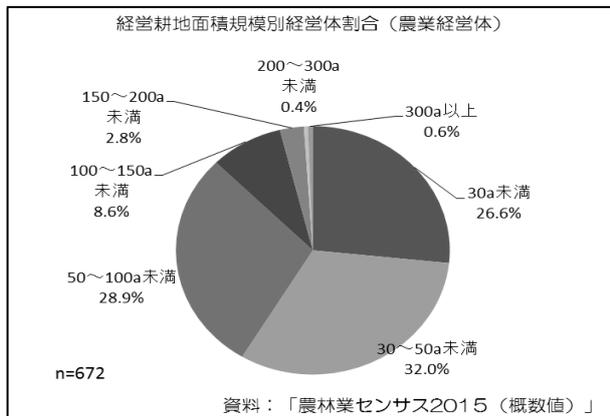
農林業センサス 2015（概数値）によると、2015（平成 27）年の川崎市の農家数は 1,172 戸で、内訳は販売農家¹⁵が 50.8%、自給的農家¹⁶が 49.2%となっています。農家数の推移をみると、特に販売農家が減少し、2015（平成 27）年時点で 595 戸となっています。自給的農家については、2000（平成 12）年以降は下げ止まる傾向にあり、2015（平成 27）年時点で 577 戸となっています。販売農家の内訳をみると、専業農家が 42.5%、第一種兼業農家¹⁷が 6.4%、第二種兼業農家¹⁸が 51.1%となっています。

農業就業人口は 2015（平成 27）年時点で 1,289 人であり、その推移をみると、販売農家数と同様に減少しています。世代交代の中で、農地規模が縮小し、販売農家が自給的農家となり、さらに自給的農家が非農家になっていっていると推測されます。



農業経営体の経営耕作規模を見ると、30～50aが 32.0%、50～100aが 28.9%であり、これらで全体の約6割を占めています。

また、農業経営体の農産物販売金額は、100万円未満が 39.6%、100～300万円が 28.9%であり、300万円未満で約7割を占めています。一方、販売額が1,000万円以上の農家は、1,000～2,000万円が 3.1%、2,000万円以上が 1.9%となっています。



¹⁵ 販売農家

農家のうち、農産物の販売を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 以上または、農産物販売額 50 万円以上）。

¹⁶ 自給的農家

農家のうち、飯米自給等を主たる目的として栽培している農家（経営耕地面積 30a 未満かつ、農産物販売額 50 万円未満）。

¹⁷ 第一種兼業農家

兼業農家のうち、主な所得を農業から得ている農家。

¹⁸ 第二種兼業農家

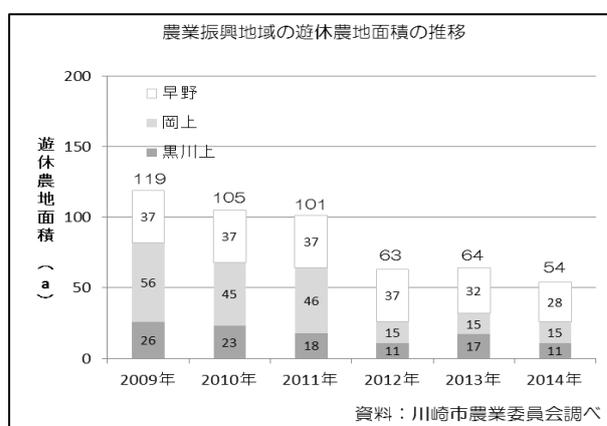
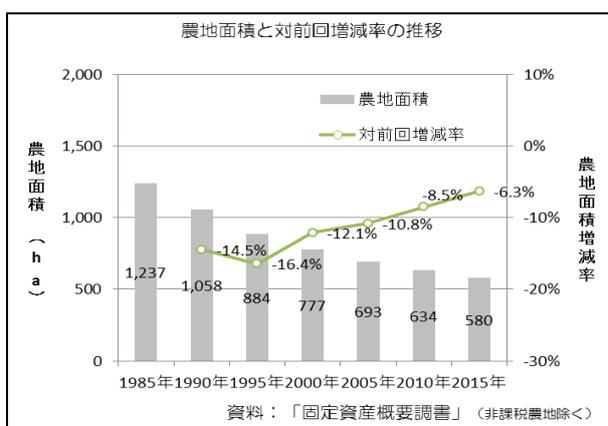
兼業農家のうち、主な所得を農業ではない兼業している仕事から得ている農家。

(3) 川崎市の農地

農地の現状

2015（平成 27）年時点での農地面積は 579.8ha であり、市域面積 14,435ha の 4.0% となっています。内訳は、市街化区域内が 404.6ha（69.8%）、市街化調整区域内が 175.2ha（30.2%）であり、市街化区域内農地の割合が非常に高くなっています。そして、市街化区域内農地のうち、71.8%にあたる 290.7ha が生産緑地 となっており、市街化調整区域内の農地のうち、農業振興地域内農地（岡上、黒川東、黒川上、早野）が 99.7ha（56.9%）で、農業振興地域農用地は 81.5ha（46.5%）となっています。

川崎市の農地面積は減少していますが、近年は鈍化傾向で、2008（平成 20）年に J A セレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等で、地域農業者の営農意欲が向上し、農業振興地域等では遊休農地が減少しています。



川崎市内の農地面積（2015（平成 27）年）

市街化区域内農地 404.6ha		市街化調整区域内農地 175.2ha	
宅地並課税農地 (宅地化農地) 113.9ha	生産緑地地区 内農地 290.7ha	市街化調整 区域内 一般農地 75.5ha	農業振興地域内農地 99.7ha
			農用地 区域外 農地 18.2ha
			農用地 区域内 農地 81.5ha
計 579.8ha			

資料：平成 27 年固定資産概要調書、川崎農業振興地域整備計画（平成 25 年 12 月改定）、川崎都市計画生産緑地地区の変更（平成 26 年 12 月告示）

19 宅地並課税農地

市街化区域内にある農地における固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となる。

20 農用地

農業振興地域内において、集団的に存在する農用地など、生産性の高い農地、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

農地の持つ多面的機能について

(1) 緑地・環境機能

農地は、農産物の生産・供給機能のためだけでなく、その生産活動を通じて、雨水を一時的に貯留することから洪水の発生を防止・軽減させるとともに地下水を涵養する水源の涵養機能や良好な景観の形成機能、生物の生育・生息空間としての役割などを有しています。

市内の農地は、公園緑地や樹林地に劣らない面積を有しており、農業者の日々の営農活動によって緑地・環境としての機能を効率的に担っているといえます。

(2) 福祉・教育機能

高齢者や障がい者が地域で農作業を行うことは、自然とふれあい、心身へ刺激を与える機会となり、健康の改善や自立の支援に役立つと期待されています。

また、農業体験等を通じて、農業や地域、食生活について理解を深める教育的な役割が農業・農地には期待されています。特に、学校農園²¹や近隣の農業者の協力を得て、次の世代を担う子供たちが学校でのカリキュラムの中で、農業を学び、農業体験を行うことは、食に対する関心と地域農業の理解を深めるための機会として重要となっています。

(3) レクリエーション機能

市内の農地は、市民農園²²、体験型農園²³、観光農園²⁴など、市民が土に触れ自然に親しみ、「農」を体験し理解する交流の場にもなっています。都市化、特に住宅化が進む市内地域においては、農地と宅地が隣接し、市民の農薬や堆肥の臭気等に対する理解が得づらくなってきています。このような状況の中、営農環境を維持することからも、市民が「農」を体験し理解することがより一層必要となっています。

(4) 防災機能

都市部における農地は貴重なオープンスペースとなっています。火災の延焼防止機能や一時的な避難場所としての利用のみならず、阪神淡路大震災以降は、復旧用の資材置場や仮設住宅の建設用地の役割を担うことも期待されています。本市では平成9年より農地所有者の協力を得て市民防災農地登録制度²⁵（対象は生産緑地地区若しくは概ね一団で500㎡以上の農地）を開始し、平成26年1月1日現在497か所76.9haの農地が市民防災農地として登録されており、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに貢献しています。

²¹ 学校農園

農業は豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであることを子どもたちに実感させ、食に対する関心と理解を深めるための農業活動の場を提供することを目的とし、小学校などの教育機関が設置している農園。

²² 市民農園

都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

²³ 体験農園

農家が開設し、管理している農園で、農家の作付け計画のもと、野菜の作り方や育て方を学びながら農作業体験ができる農園。

²⁴ 観光農園

農家が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園。

²⁵ 川崎市市民防災農地登録制度

川崎市災害対策本部が設置される大地震による災害が発生したときに、農地を市民の一時的避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用し、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立つもの。仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として長期使用する場合は、農地所有者と別途協議が必要。使用時の農作物補償料及び農地使用料は、「川崎市市民防災農地登録実施要綱」及び「川崎市市民防災農地登録実施に伴う農作物等補償基準」、「川崎市の事業施行に伴う損失補償基準（第4節農業補償）」に基づき支払うものとされ、仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として使用した場合は原状回復し農地所有者に返還することとされている。

かわさき農業の概要

明大黒川農場



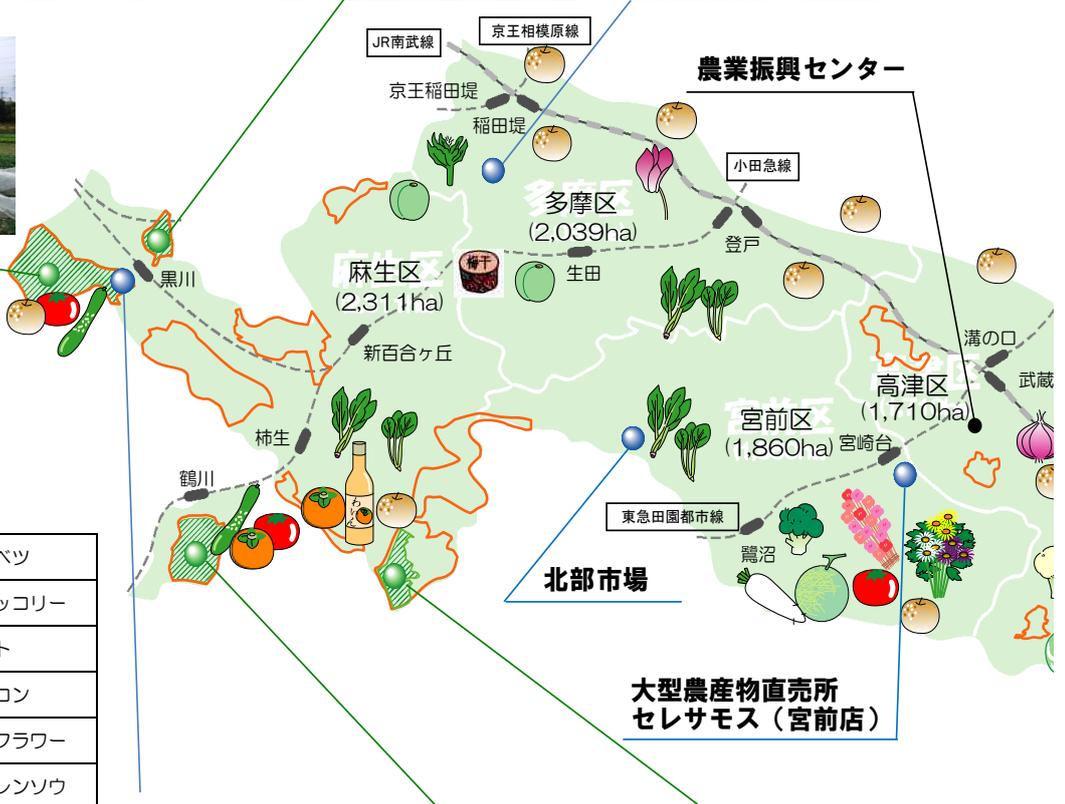
黒川東地区



農業技術支援センター



黒川上地区



〈主な農産物一覧〉

野菜		キャベツ
		ブロッコリー
		トマト
		ダイコン
		カリフラワー
		ホウレンソウ
		コマツナ
		タマネギ
		ノラボウナ
		キュウリ
果実		梨
		ウメ
		メロン
		カキ
花き		パンジー
		ハナモモ
		コギク
		シクラメン
加工品		ワイン
		梅干

大型農産物直売所
セレスアモス（麻生店）



岡上地区



早野地区



乳用牛



採卵鶏



**Buyかわさきフェスティバル
(JR武蔵溝口駅)**



**花と緑の市民フェア
(等々力緑地)**



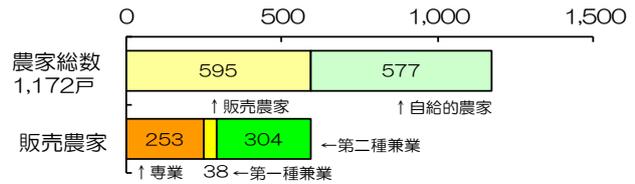
市街化区域内農地・生産緑地



〈市域等〉

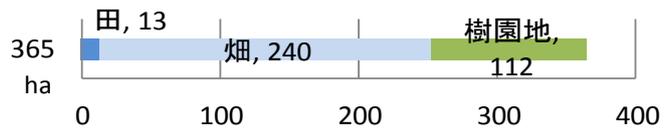
	面積
市域	14,435 ha
都市計画区域	14,435 ha
市街化区域	12,693 ha
市街化調整区域	1,742 ha
農業振興地域	281 ha

〈農家戸数等〉 資料) 農業センサス2015 (概数値)



〈農業経営体の経営耕地総面積〉

資料) 農業センサス2015 (概数値)



**地産地消フェア
(川崎アゼリア)**



さいか 菜果ちゃん

「かわさきそだち」PRキャラクター

川崎市農業を取り巻く国・県・地域農協の動向

(1) 国の動向

環太平洋経済連携協定（TPP）による農業分野の関税撤廃や規制緩和等により、国内農業が今後益々厳しさを増していくと思われる中、国は、食料・農業・農村に関し中長期的に取り組むべき方針を定めた新たな『食料・農業・農村基本計画』を、平成27年3月に策定しました。

その中で、若者たちが希望の持てる「強い農業」、「美しく活力ある農村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として取組を進めることとしています。農業所得の増大や農地利用の最適化等を図るために、農協や農業委員会の再編整備が、その一環として推進されています。

また、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に制定され、都市農業の振興、農地の保全に向けた国・地方等による具体的な取組の推進が求められています。都市住民の農業理解の醸成や生産緑地制度の柔軟な対応、税負担の軽減などをめざすもので、今後これに沿った効果的な政策展開が期待されています。

(2) 神奈川県動向

神奈川県は、都市農業の持続的な発展を図るため、平成18年度に「神奈川県都市農業推進条例」を制定し、「かながわ農業活性化指針」を条例に基づく指針とし、地産地消の推進や多様な担い手の育成などの取組を進めています。都市農業のメリットを最大限に生かし、農業の活性化を図るため、平成23年度に改定を実施し、「食」と「農」をキーワードに①県民の求める「食」の提供、②「農」の潜在力の活用、③都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備、の3つの視点で多様な取組を展開しています。なお、平成28年度からは新たな指針に基づき取組を促進していくこととしています。

(3) 地域農協の動向

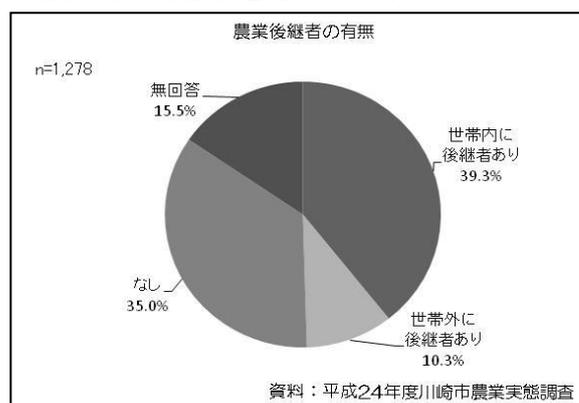
JAセシサ川崎は、平成23年度に地域農業振興計画「～かわさき『農力』アップ！地域の絆で築く都市農業新生プラン～」を策定し、JAセシサ川崎と組合員が協力し農業振興を推進することを基本方針とし、①生産振興支援、②産地づくり支援、③流通・販売支援、④農業経営充実のための支援、⑤後継者育成支援、⑥組合員ネットワークの充実、⑦環境・景観保全と市民交流、⑧関係機関との連携、⑨都市農業振興基金の活用、⑩政策提言を具体的な取組として掲げ、①新技術の導入、②遊休農地の活用対策、③産地づくり支援、④地産地消の推進、⑤加工品の推進、⑥後継者育成支援、⑦環境・景観保全、⑧市民交流を8つの重点施策と定めています。なお、平成28年度からは新たな計画に基づき取組を促進していくこととしています。

2. 川崎市農業の課題

(1) 担い手・後継者の育成

(ア) 農業従事者の高齢化と後継者不足

農業従事者の高齢化の問題は、農山村地域の農業だけの問題ではなく、都市農業である川崎市の農業にとっても例外ではありません。「農林業センサス²⁶」によれば、2010年における市内販売農家の基幹的農業従事者²⁷の平均年齢は64.6歳で、今後もさらに高齢化することが見込まれています。また、担い手・後継者の問題に対しては、多くの農業者が危機感をもっており、平成24年の市の農業実態調査によれば、後継者について、就農予定も含め「あり」と回答した市内農業者は49%となっています。農業が魅力ある産業となるよう様々な施策を展開する一方で、農業の担い手はその子女が継いでいくだけではなく、援農ボランティア等の活用を図りながら、農業が継続できる取組も併せて検討・推進していく必要があります。



(イ) 認定農業者の確保・育成

営農意欲のある認定農業者等への農地の集約は、経営効率化・規模拡大を図りたいとする農業者の意向に沿うだけではなく、担い手・後継者の課題、遊休農地の課題の解消等に有効です。現在、農業振興地域における遊休農地は54a(P6)で、麻生区黒川地区の大型農産物直売所「セレスモス」の影響もあり減少傾向ではありますが、依然、遊休農地となるおそれのある農地も含め、地域での大きな課題となっています。

しかし、認定農業者の数は平成26年4月現在、25経営体と少ない状況で、認定農業者になるメリットが少ないことが原因の1つと考えられます。

認定後の経営改善計画の達成に向けたフォローも含め、地域農業を牽引する認定農業者の確保・育成が課題となっています。

(ウ) 若手農業者や女性農業者ネットワークの拡大

農業の担い手を確保・育成するということでは、技術的な支援だけではなく、若手農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援していくことも重要です。市民の農業理解を向上させる各団体の活動を支援することで、各農業者の技術的な向上、営農意欲の安定・向上などを期待することができます。

また、「農林業センサス」によれば、2010年の販売農家の女性農業従事者は993人で、その割合は約47%となっています。今後も担い手不足が懸念される中、6次産業化での商品化に女性の感性が重要視されるなど、女性農業者の役割は益々高くなっています。若手農業者団体等も含め、経営ノウハウや栽培技術支援だけではなく、ネットワークづくり・情報交換の場の提供等の支援が必要です。

²⁶ 農林業センサス

国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う国の調査。調査方法は調査客体による自計調査で、農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする。なお、農林業センサス2015のデータは概数値（速報値）。

²⁷ 基幹的農業従事者

統計用語の一つ。農家の世帯員のうち、普段、主として農業に従事している者。

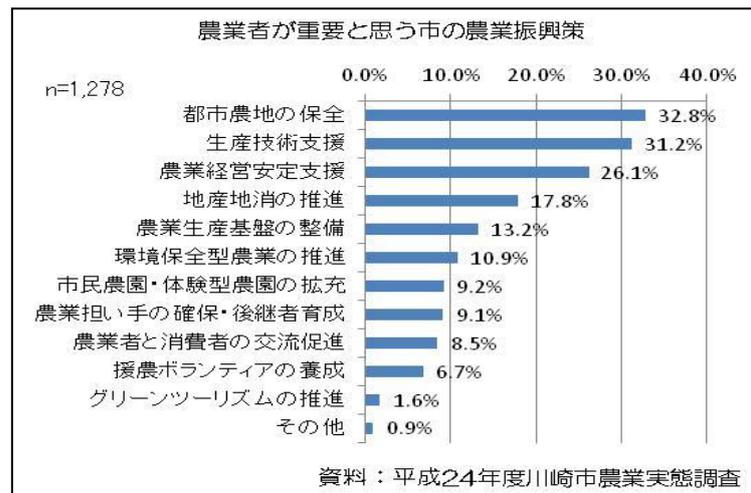
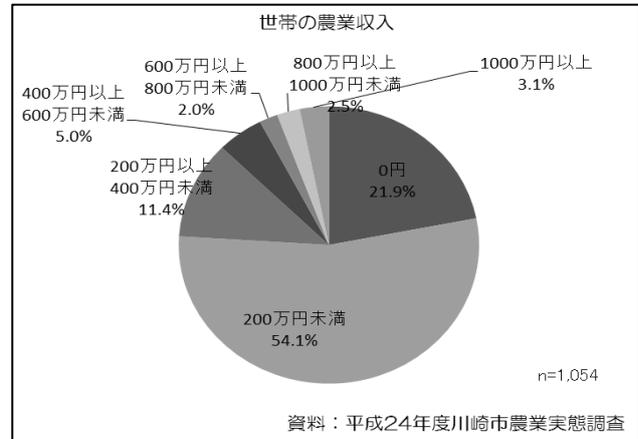
(2) 健全な経営に向けた支援・研究

(ア) 効果的かつ効率的な経営支援

本市では、効率的かつ安定的な農業経営体が目標とする年間農業所得を、1 個別経営体当たり 650～750 万円程度（『農業経営基盤強化に関する基本的な構想』）としています。しかし、「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、年間 600 万円を超える農業所得を得ている世帯は、全体の 7.6%となっています。

そのような中、新鮮で安全・安心な市内産農産物をより多くの市民に供給するためには、農業経営のさらなる効率化・高度化が必要です。農業が魅力ある産業となるよう、農業所得向上に向け様々な施策展開が必要となるとともに、農業者からの要望（「川崎市農業実態調査²⁸（平成 24 年）」）も多い、継続した「農業経営安定支援」も重要となっています。

営農意欲の向上や農地（農業）・環境の保全・文化の継承などに資する、より効果的で効率的な経営支援となるよう、既存支援をベースに再構築を図りながら継続して支援していく必要があります。



²⁸ 農業実態調査

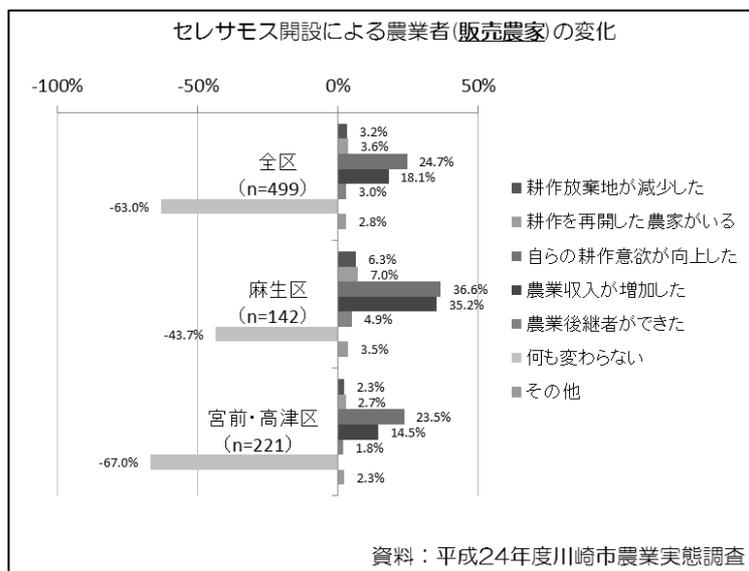
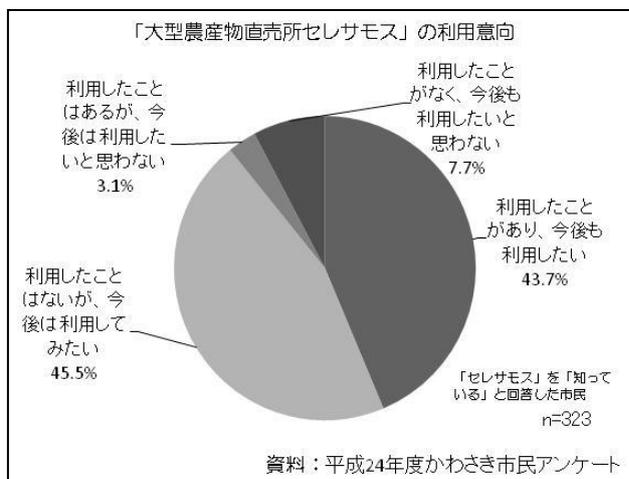
作付け面積をはじめ、地産地消の取組、農業後継者等、本市農業の詳細な情報を把握し、農業施策の基礎資料とするための本市独自の調査。調査期間を平成 24 年 12 月 20 日～平成 25 年 1 月 16 日とし、平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日の営農状況を調査。調査対象は 2a 以上の農地を有する約 2000 件の農家世帯を対象に実施。調査方法は調査員が調査票を配布・回収する方法で行い、有効回答数 1,278 件、有効回収率（63.9%）。

(イ) 地産地消のさらなる推進（新鮮・安全・安心な市内産農産物の供給）

本市では、生産者と消費者の距離が近いという都市農業の強みを活かした「地産地消」を推進していますが、「かわさき市民アンケート（平成24年）²⁹」調査によれば、新鮮で、安全・安心な市内産農産物を求める市民ニーズは、益々高まっています。地産地消の拠点施設である大型農産物直売所「セレスモス」（麻生区）について、「今後も（今後は）利用したい」とする意向は、約9割と非常に高くなっています。さらに、「川崎市農業実態調査（平成24年）」によれば、セレスモスが平成20年に開設されて以降、「自らの耕作意欲が向上した」、「農業収入が増加した」とする農業者も多く、セレスモスは市内農業者・地域により変化を与えています。

そのような中、平成27年には、セレスモス（宮前店）が宮前区と高津区との区境に開設され、地産地消の拠点施設として市民に安定的な市内産農産物を供給するとともに、市中部地区の農業者にさらに営農意欲を向上させる等の効果が期待されています。さらに、本市では従来から、個人・グループでの直売や市場出荷をしている農業者、スーパー・飲食店等の小売店へ独自に販路を開拓している農業者も多くおり、それぞれが地産地消を基本に、新鮮で、安全・安心な市内産農産物の供給を行っています。しかし、地産地消のさらなる推進を図り、市民への安定的な供給、また、農業者の安定的な農業経営をより可能としていくためには、様々な支援・施策を継続的に行っていく必要があります。

また、同時に、食の安全性への関心が高まる中、生産履歴管理の徹底や環境保全型農業など栽培技術の普及も課題となっています。



²⁹ かわさき市民アンケート調査（平成24年）

市民生活に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とするもの。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間を平成24年11月1日～11月22日で実施。調査対象は市在住の満20歳以上の男女3,000人で、住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出。調査方法は郵送法で、有効回収数1,400件、有効回収率46.7%。

(ウ) わかりやすいブランド化の推進

ブランド化の取組としては、現在、市内で生産される新鮮で安全・安心な農産物を「かわさきそだち」と称し、さらにその中でも、20種類25品目については「かわさき農産物ブランド品」として登録をしています。市内での地産地消が基本となる川崎の農業にとって、農業者や市民にもわかりやすいブランドのあり方を見直し検討する必要があります。

(エ) 就農間もない担い手への技術支援

就農して間もない農業者にとって生産技術に対する支援は重要で、企業等を定年退職し、親から農業を継ぐ農業者も増えており、高齢での就農に対して農業経営や栽培技術等、不安をかかえる農業者は少なくありません。就農後すみやかに農業経営の安定が可能になれば、民間企業等での社会経験、経営ノウハウなども活用した新たな農業経営にも期待することができますので、そのような農業者への支援をどのように図っていくのか検討が必要です。

(オ) 生産技術の向上

都市農業において、限られた農地をより有効に活用し、付加価値の高い農産物を産出していくことは極めて重要です。端境期³⁰をターゲットとした農業生産、また、付加価値の高い農産物の生産や農産加工、地域特産物等も含め、地域課題に対応した農業経営が有効と考えられますので、それに向けた試験・研究を行うとともに、指導・普及の取組が必要です。農業技術支援センターを中心に、関係機関とも連携し、生産性や安全性、持続性の高い生産技術支援が行えるよう、研究環境の整備や技術指導体制を充実していくことが必要です。



ナシの冬季剪定講習会

³⁰ 端境期

野菜が収穫できなくなる時期のこと。露地栽培の場合、主に冬野菜が終わり、春野菜が収穫できるまでと、夏野菜が終わり、秋野菜が収穫できるまでが、端境期となる。

³¹ 剪定

果樹等の枝を切り、生産の安定化をはかる技術。形を整え農作業をしやすくしたり、風通しを良くすることで、病害虫の繁殖を予防するなどの効果がある。

農業技術支援センターの生産技術支援

(1) 農業技術支援センターの農業生産に係る技術の向上を支援する事業

農業技術支援センターでは、農産物の生産に係る技術の向上を支援するため、次のとおり試験研究・技術指導を実施しています。

ア 試験研究

地域課題に対応した新しい栽培技術や既存技術、病害虫対策等について試験・調査し、地域での適用・普及を検討しています。

イ 技術指導

試験研究で地域に普及できると判断した新技術、新規就農者向けの基礎技術、環境保全型農業の推進のための先進技術等を普及指導しています。



のらぼう菜の系統試験

ウ 土壌分析と施肥指導

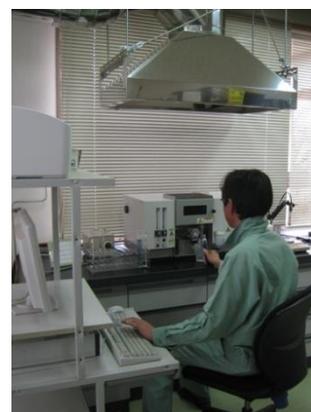
土壌分析³²の診断結果をもとに、適正な施肥³³について農業者に直接指導をしています。

エ 農薬の安全使用指導

「農作物病害虫防除の手引き」を作成し、農業者に対し農薬の安全使用を指導しています。

オ 援農ボランティアの育成

市民を援農ボランティアとして育成しています。



土壌分析

(2) 農業技術支援センターの課題

農業技術支援センターの施設の多くは、昭和47年に設置され、40年以上が経過しているため、老朽化した施設の維持が課題となっています。また、都市農業の地理的優位性を生かした営農形態やJAセレス川崎が大型直売所「セレスモス」を設置した効果により、直売向け農産物の試験研究の需要が高まり、今まで以上に多品目栽培が求められるようになっていますが、そのような試験研究のためのほ場の狭あい化も課題となっています。



セレスモス

³² 土壌分析

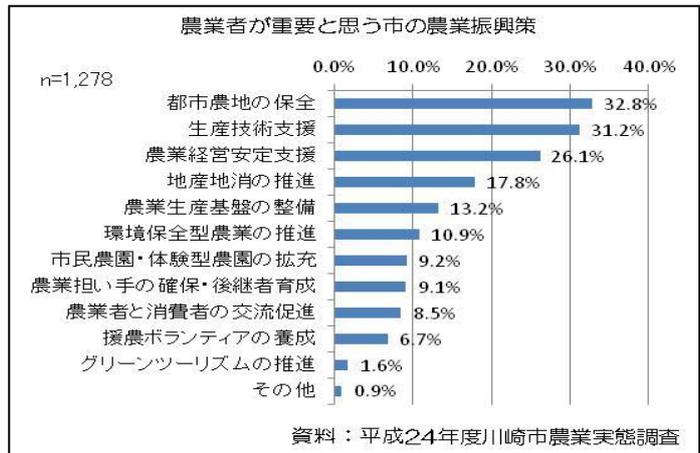
土壌中に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

³³ 施肥

植物の生育に必要な肥料を土壌に施すこと。

(3) 農業生産基盤の維持・管理

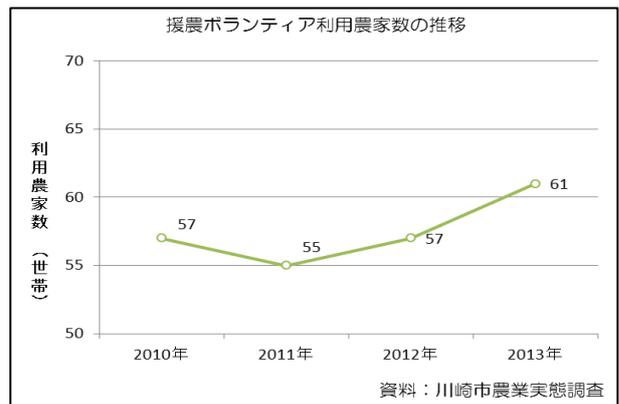
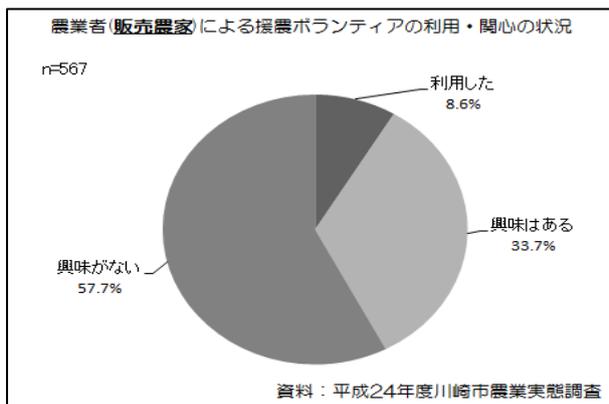
市内でのまとまった農地は、貴重な農業生産の場で、「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、特に、農業振興地域内の農業者から「農業生産基盤³⁴の整備」が要望として挙がっています。農業振興地域内の農業用施設は、その多くが老朽化しており、本来の機能が発揮できない施設が増加しています。ストックマネジメント³⁵の手法を取り入れ、計画的な補修を行うことで長寿命化を図っていく等、対策が必要となっています。



(4) 援農ボランティアの育成・活用

「かわさき市民アンケート（平成 24 年）」調査（P20）によれば、「農家を手助けするなど援農に協力したい」とする意向が多くあります。都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するためには、このような市民の活用が必要不可欠となっています。

「川崎市農業実態調査（平成 24 年）」によれば、援農ボランティア³⁶の活用については、一定規模の農地を持つ約 4 割強の農業者が「利用した」「興味はある」と回答しており、利用する農業者の数も増加傾向にあります。「興味がない」とする農業者についても、援農者の技術力や、援農者へ気遣いを要することへの不安感などを問題としていることから、農業者が安心して活用できるシステム、仕組みづくりが実現できれば、農業者の援農支援への意識も変わってくると考えられます。農作業の受委託制度も含め、農業者団体等と連携し、活用しやすい営農支援の仕組みづくりが必要となっています。



³⁴ 農業生産基盤

農地の区画や土壌、農業用排水施設、農道など、農地の生産性に関係する生産基盤のこと。

³⁵ スtockマネジメント

日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの。

³⁶ 援農ボランティア

一般市民が人手不足に悩む農家の農作業を支援する制度。

(5) 多様な連携からの新しい価値の創造

平成24年(2012年)には、地域連携の新たな拠点として期待される明治大学農場が麻生区黒川地区に開場するなど、農業公園づくり事業³⁷が完了し、現在、明治大学と地元農業者、JAセシサ川崎、神奈川県、本市との連携事業が推進されています。また、黒川地区に限らず、大学や企業・地域・行政が連携し、それぞれが強みとして持つ技術や経営資源、知識等を活用した川崎ならではの多様な取組が行われており、農産物の付加価値化や地域の活性化などが図られています。

しかしながら、そのような多様な主体との連携は現在限定的であり、ステイクホルダー³⁸間や庁内の関係局室区役所間での情報共有の不足、多様な主体が集う機会の不足などが課題となっています。多様な主体が集積する川崎の強みを活かした、市内の様々な分野における連携が期待されています。

川崎発 農商工連携プロジェクト

「かわさきハーブソーセージ」が誕生しました

「川崎でしか食べられない名産を」のひとつから、川崎市内の異業種がタッグを組んで新しいハーブソーセージを完成させました。タッグを組んだのは、生ハム輸入加工販売会社「協同インターナショナル」(宮前区、産がいの作業所「はぐるまハーブ園」(麻生区)、デザイン会社「モノプロ工業」(宮前区)、飲食店「すずや」(中原区)のプロジェクトチーム。協同インターナショナルの池田伸敏さんからの「川崎の地域限定商品を作れないか」との提案を市と市産業振興財団が受け止め、各店・社などをマッチングさせました。「川崎らしい力強さ」をコンセプトにすずやがレシピを作成し、池田さんの会社で生産体制を整えました。はぐるまハーブ園の福田誠さんは「産がいが育てたハーブを商品として販売できるのが嬉しい」と喜んでます。かわさきハーブソーセージは10月12、13日に開かれた「かわさきアートフェスティバル」でホットドックにして販売し、ほぼ完売しました。現在は、すずやなど飲食店で提供を始めたほか、市内スーパーでの販売を目指し、さらに商品開発を進めています。



【問い合わせ先】
川崎市 経済労働局 企画課
☎044-200-3714 ■044-200-3920

『産業情報かわさき NO.316』平成26年12月号

³⁷ 農業公園づくり事業

麻生区黒川地区農業振興地域の地域資源を生かしながら、農業公園を中心とした地域振興と、自然環境の保全・活用を通じた農業・農村とのふれあいを市民に提供する場づくりを目的とした事業。

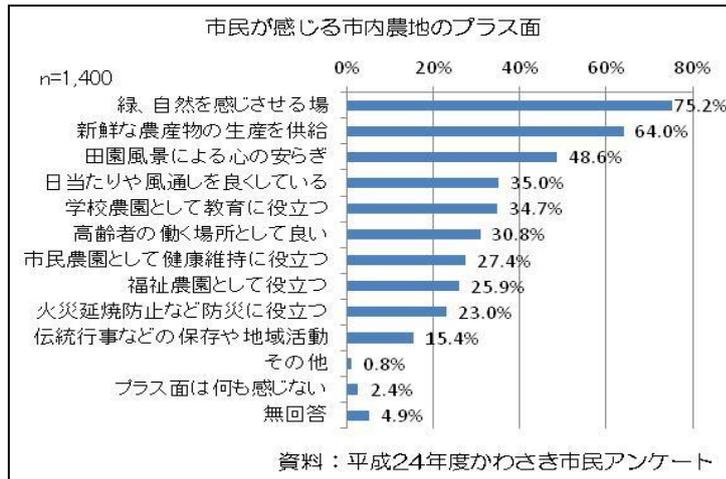
³⁸ ステイクホルダー

企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

(6) 農環境の保全・活用

(ア) 多面的機能を活かした農地の活用

都市農地は、農産物を生産・供給するといった農業本来の役割のほか、農地があることで安らぎ等を感じることができる「自然」的な役割、市民農園等を通じて土に触れリフレッシュするといった「レクリエーション」的な役割、「福祉」や「教育」、「防災」的な役割など、多面的な機能を有しています。このような多面的機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進するとともに、市民の農業理解や本市農業を応援する市民を増やすべく多面的機能のPRに努めていく必要があります。



(イ) 農業振興地域における違反転用³⁹⁾

農業振興地域内農用地区域は、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定されています。農用地区域については指定用途以外の利用は認められないという制限がありますが、計画的に農業生産基盤整備事業等を実施し農業生産力を高める施策を実施しています。そのため、農用地区域内農地等の指定用途以外の利用は、農地の集団性を損ない、水路等のかんがい排水施設や道路の損壊を招き、周囲の営農環境へ多大な影響を及ぼしています。この不適切な利用の是正を図るには多くの労力と時間を要しますが、所有者および利用者に対し関係機関と連携しながら粘り強く是正指導を行っていく必要があります。

(ウ) 地域資源としての農地活用促進支援

農業振興地域においてはハード面の整備だけではなく、地域資源を活かした「グリーン・ツーリズム⁴⁰⁾の推進」等、ソフト面での要望も多くなっています。地域農業者や農業者団体、平成24年4月に麻生区黒川地区に開場した明治大学農場等とも連携しながら、各地域にあったソフト面での地域活性化施策を、ハード面での施策と併せて展開していくことで、農環境の保全を図っていく必要があります。

³⁹⁾ 違反転用

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等、農地以外に転換する農地転用には、農地法の許可が必要です（市街化区域内の農地転用にあっては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しません）。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。

⁴⁰⁾ グリーン・ツーリズム

農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。地域独特の文化や風土を味わえ、農村生活や農村文化を体験し、学習できる貴重な機会となる。

(工) 制度に起因する農地の減少

都市農地減少の大きな要因の1つが、現在の相続税制度にあります。多くの市内農業者は不動産所得や兼業での労働所得などの農外所得を得ながら、安定的な農業経営を可能にしています。しかし、相続が発生した場合には、その資産価値から多額の相続税を負担しなければならず、農地を手放さなければならない農業者も少なくありません。生産手段としての農地はもちろん、農地が持つ多面的価値を評価し都市農地を保全すべきとする観点からも、現行の税制度を見直すよう要請していくことが、今後とも必要となっています。

都市農業の持続的発展を図るための制度の課題

① 市農業振興対策について

都市農業の振興と農地の保全を図るため、都市農業振興基本法⁴¹に基づき農業施策及び税制を整備する必要があります。

② 農地に係る相続税納税猶予制度⁴²の適用拡大等について

農地を公共・公益性のある市民農園に供する場合や市街化区域内農地を農業生産法人・耕作意欲のある農業者などに貸し付けた場合、また、農業生産において農地と一体を形成する農業用施設用地等にも拡大して制度を適用する必要があります。

また、都市近郊下の農業振興地域における相続税評価や、市街化区域内の畜舎用地の相続税評価については、その評価倍率を大幅に軽減する必要があります。

さらに、相続税納税猶予の営農期間の条件を緩和する必要があります。

③ 生産緑地制度の規制緩和について

市街化区域内において営農を継続し農地を保全するために、生産緑地制度は大きな役割を果たしていますが、さらなる推進を図るため、現行制度における営農期間や農業への従事状況等、適用要件を緩和する必要があります。

⁴¹ 都市農業振興基本法

都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27年4月に制定された。

⁴² 相続税納税猶予制度

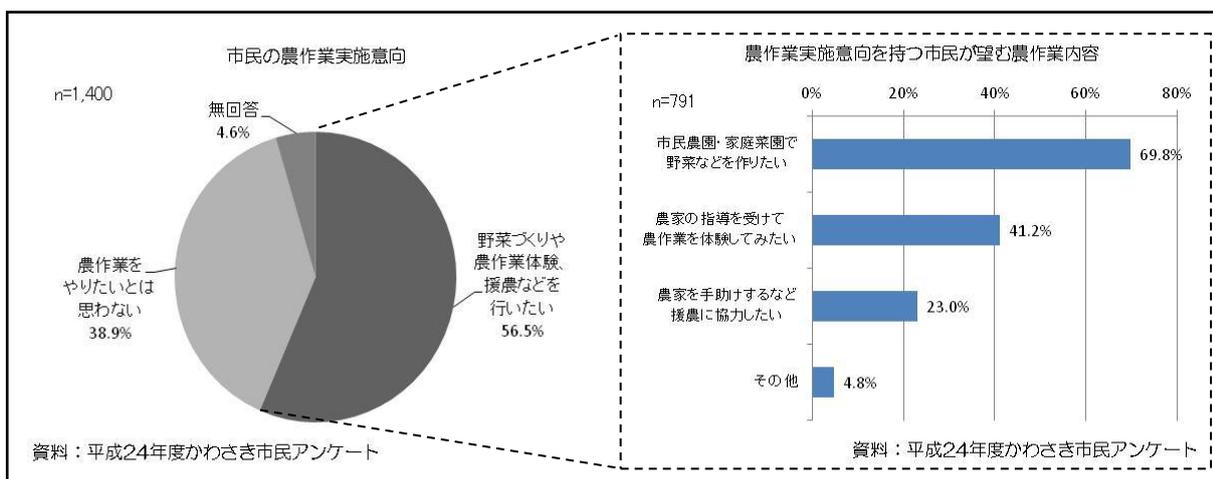
農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても、相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するための相続税の納税猶予制度。

(7) 市民と農を結ぶ仕組みの拡充

市内農業を理解し応援する市民を増やすために、現在、多くの「農」イベントが展開されています。今後も継続してイベントを通じたPRを行っていく必要がありますが、それらの「農」イベントがより効果的に展開されるよう、それぞれのイベントを見直すとともに、庁内での情報共有や民間事業者等との連携などを図っていく必要があります。

(8) 農業体験機会の提供

「かわさき市民アンケート(平成24年)」調査によれば、市民の農業体験に関する意向の中には、市民農園や家庭菜園での趣味嗜好的な農業体験を希望する需要が多くあります。市が開設から運営までを行う「川崎市市民農園」のほか、市が開設支援し利用者組合が管理する「地域交流農園」、農業者が実施する「体験型農園」及び「市民ファーム農園」等、様々な農業体験の場があります。近年では、「市民ファーム農園」や「地域交流農園」の開設も増えており、今後は利用者や農業者、また民間事業者との連携を図りながら、市民ニーズにあった農業体験の機会を提供していく必要があります。

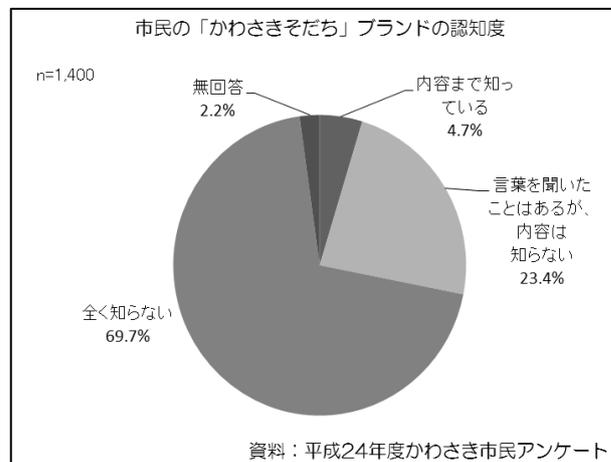


ファーマーズクラブ
農業体験事業

(9) 効果的な広報による農業への理解促進

かわさきの農業を振興するためには、市民が市内農業を理解し、応援することが必要不可欠です。大型農産物直売所「セレスモス」での順調な売上が示すとおり、安全・安心な市内産農産物を評価し、市内農業を応援する市民が増えている一方で、「かわさき市民アンケート（平成24年）」調査によれば、市内産農産物「かわさきそだち」や「かわさき農産物ブランド品」、地産地消の拠点である大型農産物直売所「セレスモス」の市民の認知度は大変低い状況にあります。また、「川崎市農業実態調査（平成24年）」によると、市内産農産物を多くの市民に知ってもらうためにできた「かわさきそだち」というブランド名について、農業者でさえ「知らない」「興味がない」と3割強が回答しています。

また、農薬散布や堆肥の臭気、野焼き⁴³※等、依然、市民の農業理解が得られない面も多くあるため、市民の「農」に対する理解の促進に向け、効果的な情報発信を積極的に行っていく必要があります。



『かわさきそだち』PRキャラクター『菜果（さいか）ちゃん』

JAセレス川崎・川崎市を中心に農業生産者団体・市場関係者・消費者の代表及び県職員で構成する「かわさき地産地消推進協議会」では、生産者の顔が見える新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」を広く市民へ提供するために、地産地消の取組を行っています。この「かわさきそだち」の販売を促進するために誕生したPRキャラクターが、『菜果ちゃん』です。



『菜果ちゃん』誕生秘話

ある日、川崎市内で愛情一杯に育てられた野菜や果物や卵などの農産物たちが集まって来ました。それぞれが各自に一生懸命に町の人達に買ってほしい為に努力していましたが、中々、その良さが伝わらずに売れませんでした。そこで皆が大きなカゴの中に集まり、相談していると、その中から妖精が現れ、こう言いました。「一つ一つの力では訴える力が弱いけどまとまって訴えれば強いものになる」と、妖精はカゴを持って売りはじめました。

・・・それが、『菜果ちゃん』です。

43 野焼き

野焼きによる廃棄物（ごみ）等の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定により禁止されていますが、農家が自己の農作業のためやむを得ないものとして行うもの（燃焼行為を行う面積が0.5㎡未満のものに限り、かつ、合成樹脂、ゴム、油類又は布を含まないものに限る）は、例外とされている。